

曾於市立財部小学校いじめ防止基本方針

「いじめ」とは、当該児童が、一定の人的関係にある他の児童等から、心理的又は物理的な影響を与えられる行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、心身の苦痛を感じているものをいう。
 また、「いじめの解消」とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいること、②被害児童が心身の苦痛を感じていないこととする。

学校教育目標
 歴史と伝統を重んじ、生きる力の習得や夢実現に挑戦する児童の育成

